

## 第2編

鉱業等に係る土地利用の調整手続等  
に関する法律等に基づく事務の処理

## 第1章 鉱業等に係る土地利用調整制度の概要

公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は土地調整委員会。以下本編において同じ。）は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るために、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。

このような土地利用の調整に関する事務については、公益的な観点から一定の土地をどのように利用するのが最も適当であるかという判断に関するものであることから、公正・中立性が必要であること、関係する範囲が極めて広範にわたり専門的知識が必要であること、独立の権能を持ち、行政機関として最終的な決定を行う必要があること等から、総務省の外局として設置されている行政委員会である公害等調整委員会が処理に当たっている。

個々の制度の概要は、次のとおりである。

### 第1節 鉱区禁止地域の指定制度

#### 1 鉱業と一般公益又は他産業との調整の必要性

鉱物資源の乏しい我が国においては、国内の鉱物資源の開発及び有効利用は国民経済上極めて重要であるが、国土が狭小であることから、有用な鉱物資源の埋蔵される地域にダム、農業用水池、温泉源等が存在したり、その地域が景勝地であることも多い。このような場合、鉱業と一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業との調整が必要である。そこで、当該地域を鉱業と一般公益又はその他の産業とのいずれの利用に供するのが適当かという見地から、鉱区禁止地域を指定する手続（鉱区禁止地域の指定制度）が、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）及び鉱業法（昭和25年法律第289号）により設けられている。

#### 2 鉱区禁止地域の指定制度

本制度は、公害等調整委員会が、各大臣又は都道府県知事の請求に基づき、鉱業法の所管大臣である経済産業大臣の意見を聴き、公聴会を開いて一般の意見を求め、利害関係人を審問した上で、請求地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認めるときは、当該地域を鉱区禁止地域として指定し、また、同様の手続によりその指定を解除する制度である（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条～第24条の2）（図2-1-1）。

また、鉱区禁止地域の指定が既存の鉱業権の効力を否定するものでないことから、公害等調整委員会は、鉱区禁止地域を指定した場合において、当該地域内における指定された鉱物を目的とする鉱業権が既に設定されており、当該鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになっていると認めるときは、経済産業局長に対し、当該地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権の取消し等の処分をすべきことを勧告することができるとされている（鉱業法第15条第2項）。

図2-1-1 鉱区禁止地域の指定制度



## 第2節 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁制度

公害等調整委員会は、鉱業法、採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）等の法律に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業とのいずれかの利益に係る行政処分に対する不服の裁定を行うことを通じ、鉱業等に係る土地利用の調整を図っている（表2-1-1）。

本制度は鉱業等に係る土地利用の調整を図るためにものであることから、鉱業法、採石法及び砂利採取法以外の法律に基づく行政処分に対する不服の裁定については、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業（河川法（昭和39年法律第167号）については鉱業又は採石業）との調整に関するものである場合に限られている。

不服の裁定の申請をすることができる場合には、行政不服申立てに関する一般法である行政不服審査法（平成26年法律第68号）の適用が除外され、専ら公害等調整委員会が、意見陳述、証拠調べ等の準司法的な手続を進めることとなる。

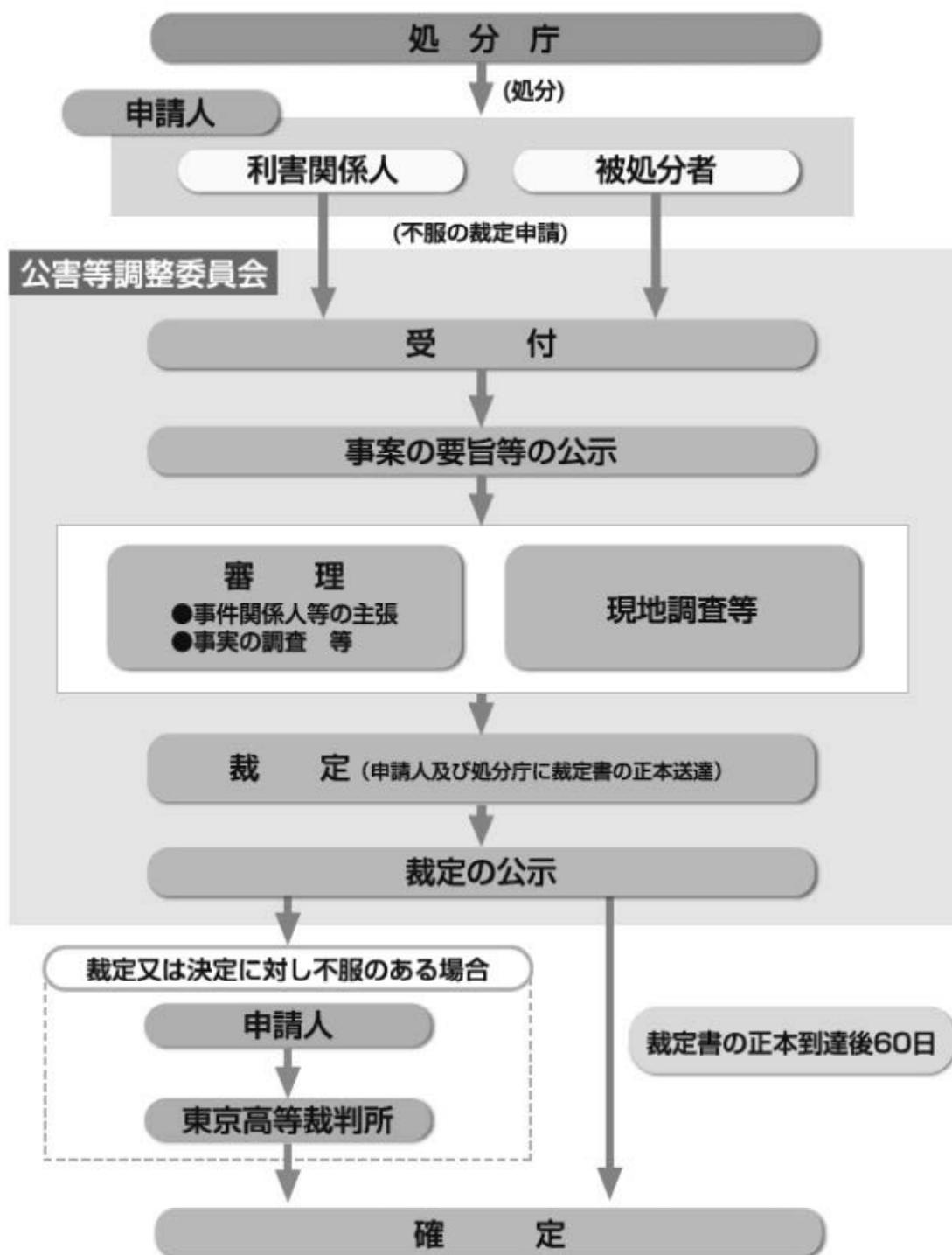
また、裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないが、裁定の申請があった場合において、処分の効力、処分の執行又は手続の続行によって生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁定委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすることができる（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第27条）。

さらに、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対し不服のある場合には、国を被告として、東京高等裁判所に訴えを提起することができることとされており、その訴訟においては、裁定委員会が認定した事実については、これを立証する実質的な証拠があるときには裁判所を拘束する（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第49条～第58条）（図2-1-2）。

表2-1-1 不服の裁定を規定する法律等

	(不服の裁定を規定する法律及びその条項)		(対象となる主な行政処分及びその処分庁)
①	鉱業法（昭和25年法律第289号）	第133条	鉱業権設定の許可 経済産業大臣又は経済産業局長
②	採石法（昭和25年法律第291号）	第39条第1項	岩石採取計画の認可 都道府県知事
③	森林法（昭和26年法律第249号）	第190条第1項	保安林内における土石の採掘の許可 都道府県知事
④	農地法（昭和27年法律第229号）	第53条第2項	農地転用の許可 農林水産大臣又は都道府県知事
⑤	海岸法（昭和31年法律第101号）	第39条の2第1項	海岸保全区域内における土石採取の許可 海岸管理者
⑥	自然公園法 (昭和32年法律第161号)	第63条第1項 第78条	国立公園の特別地域内における鉱物の掘採の許可 環境大臣
⑦	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	第50条第1項	地すべり防止区域内における地下水の排除を阻害する行為の許可 都道府県知事
⑧	河川法（昭和39年法律第167号）	第97条第4項	河川区域内における土石の採取の許可 河川管理者
⑨	砂利採取法 (昭和43年法律第74号)	第40条第1項	砂利採取計画の認可 都道府県知事
⑩	都市計画法 (昭和43年法律第100号)	第51条第1項 第58条第2項	都市計画区域内における開発行為の許可 都道府県知事
	景観法（平成16年法律第110号）	第73条第2項 第75条第3項	景観地区内における開発行為の規制に係る処分 市町村長
⑪	自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)	第32条第1項 第46条第3項	自然環境保全地域の特別地区内における鉱物の掘採の許可 環境大臣
⑫	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)	第33条第1項	緑地保全地域内における鉱物の掘採の禁止 都道府県知事
⑬	湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)	第33条第1項	湖辺環境保護地区内における鉱物の掘採の禁止 都道府県知事
⑭	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)	第43条第1項	生息地等保護区の管理地区内における鉱物の採掘の許可 環境大臣
⑮	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 (平成12年法律第117号)	第26条第1項	最終処分施設の保護区域内における土地の掘削の許可 経済産業大臣

図 2－1－2 行政処分に対する不服の裁定制度



### 第3節 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等の制度

土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、土地収用法（昭和26年法律第219号）、鉱業法等に基づき、公害等調整委員会は、主務大臣等が裁決等を行う場合に、意見の申出、承認等を行っている。

#### 1 土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出

土地収用法に基づき、国土交通大臣が次の処分をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の意見を聴かなければならない（土地収用法第27条第2項、第131条第1項）。

- (1) 都道府県知事が事業認定を拒否した場合における国土交通大臣への事業認定の申請に対する処分
- (2) 国土交通大臣（土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）の事業認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決

#### 2 鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認

鉱業権者等が鉄道その他の公共施設及び建物の地表地下とも50メートル以内の場所における鉱物の掘採についてその管理人の承諾を得られず、経済産業大臣にその決定を申請した場合において、経済産業大臣が決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない（鉱業法第64条の2第3項、第87条）。

#### 3 採石権の設定等の決定に対する承認

採石権の設定、採石権の存続期間の更新等に関し、当事者間の協議不能又は協議不調のため、経済産業局長に対しその決定の申請をした場合等において、経済産業局長が決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない（採石法第18条、第30条）。

#### 4 文化財保護法に基づく文化庁長官との協議

文化財の保存のための処分に対する審査請求のうち、鉱業又は採石業との調整に係るものについては、文化庁長官は、これを却下する場合を除き、あらかじめ公害等調整委員会に協議した上、裁決をしなければならない（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第159条第1項）。